

電子取引「Net Trade Pro」に係る運用規程

1. 取扱取引所及び取扱銘柄

大阪取引所（OSE）及び東京商品取引所（TOCOM）

具体的な取扱銘柄については、別途『「Net Trade Pro」取引銘柄・取引証拠金・手数料等一覧』に定める通りといたします。

2. 取引種類

現物先物取引及び現金決済先物取引のみとし、オプション先物取引は含みません。

3. 電子メールアドレスの登録

電子メールは、お客様と岡安商事株式会社（以下「当社」）との通信及び「Net Trade Pro」取引（以下「本取引」）のアクセスのために一つ以上登録していただく必要があります。

4. 本取引のアクセス方法

お客様のインターネット接続を確立し、Trading Technologies 社（以下「TT 社」）が開発、保守を行う取引プラットフォーム TT@をご利用いただきます。TT@へのログイン方法は、TT 社の定めに従います。

口座状況及び取引結果の照会等については、本取引口座照会画面「Trader Web」及び e-announce（以下「取引口座照会画面等」）に取引用とは異なる照会専用のユーザ ID、パスワードを入力しログインしていただきます。

5. 利用可能な端末機器の使用

TT 社の推奨要件に準じます。

6. 通知の方法

（1）当社は、お客様に対して、電子メールを用いる方法、取引口座照会画面等を利用した方法、または電話による方法により通知及び請求を行なうことが出来るものとします。

（2）当社がお客様に対して、電子メールを用いる方法により通知または請求を行なうときは、お客様に予め登録いただいた電子メールアドレス宛に当社が電子メールを送信したときに通知または請求の効力が生じるものとします。

（3）前項の場合、当社が発信した電子メールを宛先不明等の理由によりお客様が受信しなかった場合でも、お客様に通知及び請求が到達したものとみなします。

7. 銀行等金融機関口座の登録

当社からお客様へ送金するために、お客様が開設されている金融機関の口座を一つだけ登録していただきます。ご指定できる金融機関は国内の銀行・信用金庫・信用組合・農協・労働金庫に限らせていただきます。

8. 取引証拠金の預託

お客様が当社に取引証拠金を預託する際のお振込み先は、取引口座ごとに異なり、それぞれ以下の通りです。お急ぎの場合、特に証拠金不足解消のための預託に際しては、必ず電信扱いにてお振込みください。当社は平日 9：00～15：15 の間及び 17：00 に以下口座を照会し、着金を確認でき次第、入金処理を行います。

大阪取引所（OSE）取引口座用入金口座 ≪貴金属・ゴム・農産物・CME 原油等指数市場取引用≫

PayPay 銀行 本店営業部 普通預金 7409726 口座名義：岡安商事株式会社

東京商品取引所（TOCOM）取引口座用入金口座 ≪エネルギー市場取引用≫

三井住友銀行 渋谷駅前支店 普通預金 3570916 口座名義：岡安商事株式会社

9. お問い合わせ先及び発注可能時間

本取引及びサービス内容に関する当社への電話等によるお問合せは、以下の時間をお願いいたします。ただし、取引所の半休日等は時間が変更になることがございます。なお、サーバーメンテナンス等の作業のため、事前に通知することなくサービスを一時停止することがございます。

<お問い合わせ時間>

BM 推進部	0120-130-475 (土日及び 1/1 を除く 8:30~翌 6:00)
東京本部統括店管理部	0120-182-461 (平日 9:00~17:30)

<発注可能時間>

日中立会	8:00 (取引所注文受付時間) ~15:45
夜間立会	16:45 (取引所注文受付時間) ~翌 6:00 ※ゴム・電力 19:00

※パフォーマンス維持のため、発注可能時間外に定期的に TT@ の再ログインまたは workspace の File メニューから「Refresh」をかけてください。

10. 注文の種類及び執行条件

注文の種類及び執行条件につきましては、別途「TT@からの発注方法」に定めるものとします。

11. 注文の有効期限

GTD=Good Till Day〔セッション限り有効〕

GTDdate=〔指定取引日*の日中立会終了まで有効〕

GTC=Good Till Cancel〔当該銘柄の納会日まで有効〕

*「取引日」(株式会社日本証券クリアリング機構が定める取引日をいいます。)

※ただし、大阪取引所受託契約準則第11条及び第11条の2並びに東京商品取引所受託契約準則第6条の5に定められる、取引所の停止及び取引所が売買注文の効力を失わせた場合においては、有効期限に関わらず失効するものとします。失効した注文について、当社が改めて呼値を行うことはいたしませんので、お客様のご判断で TT@ から注文を再度入力及び発信していただくことになります。

※TOCOM の SCO は、取引所が GTC をサポートしておりません。また、GTDdate で当該取引日以外の日を指定することもできません。

※GTC で発注した新規注文が未約定のまま当月限を迎えた場合及び仕切注文が未約定のまま 21. に定める決済期限を迎えた場合は、「電子取引「Net Trade Pro」に係る契約約款」第 10 条及び第 22 条の規定に従い、当社によりお客様の計算において、注文の取消及び建玉の強制決済を行う場合があります。

12. 注文枚数及び建玉枚数の制限

本取引では、原則として事後預託制度を採用しております。23. に定める取引の制限を行う状態に該当しない限りは、当社の定める額（以下「最大建玉可能額」）を上限に、受入証拠金の総額を超える発注及び建玉を許容しております。

ただし日中立会終了後、帳入値段で計算された受入証拠金の総額が、当日の建玉の維持に係る委託者証拠金額を下回る場合は証拠金不足の判定となり、22. に定める措置が必要となります。

また、初回取引及び当社の審査により必要と判断した場合、もしくは最大建玉可能額を超える新規建玉については事前預託とし、当社に預け入れ後に新規建玉注文の発注ができるものとします。最大建玉可能額は、原則として前取引日終了時点の受入証拠金の総額を基に、お客様から申告を受けている投資可能資金額の範囲内で当社の定める額とします。

当社は最大建玉可能額を ISV に設定し、最大建玉可能額を超える新規建玉発注に制限をかけますが、ISV の証拠金計算ルールは、各取引所の定める必要証拠金計算方式とは必ずしも一致してはいません。また、リスクチェック後の証拠金額の変更や口座状況の変動等により最大建玉可能額を超過することになった場合に、超過する未約定注文の取消等を行うものではありません。

最大建玉可能額の範囲内であっても、取引所や当社が自主的に定める建玉制限のある場合は、その枚数を越えないものとします。該当する場合、超過分の未約定注文については取消、建玉についてはお客様の計算において速やかに決済していただきます。

13. 受渡による決済

受渡による決済は原則として承らないものとします。

14. 取引証拠金の受払い

(1) 本取引において、取引証拠金の受払いは銀行等外部金融機関を介して行いますが、お客様の指示に基づき行われる OSE、TOCOM 各取引口座間の現金の移動（以下「振替」）については、この限りではありません。

- (2) 預り証拠金の出金は、Trader Web で受け付けるものとし、平日の 17:00 までに当社が受信した依頼について、受け付けた日の翌々日（土・日・祝祭日を除く）に、7.に定めるお客様の登録指定口座に送金いたします。
- (3) 振替については電子メールで受け付けるものとし、平日 16:30 までに当社が受信した依頼について、受け付けた日に振替処理を行います。受付時刻に関わらず、振替処理は受け付けた日の 16:30 以降に行われます。
- なお、電子メールでの申し込みに際しては、お客様名、振替金額、振替元取引口座、振替先取引口座を明記していただくものとします。
- (4) 出金及び振替額の上限は、受入証拠金の総額（値洗損益金通算額がプラスの場合は含まない）といたします。ただし、委託者証拠金として取引に使用されている額は減じます。受付済みの出金又は振替のご依頼であっても、処理時の口座状況によっては、出金又は振替額を制限させていただきます。
- また、16.の ISV 発注端末利用料等の支払いが予定されている状況においては、当該金額を出金又は振替額から減じることがあります。

15. 委託手数料

本取引における委託手数料は、別途定めるものとします。

16. ISV 発注端末利用料

当社を介してお支払いいただく場合の TT@ 利用料は、以下の通りです。

TT@ 標準版	TT@ プロ版
300 ドル～ 0.55 ドル/枚 CAP(*) 1,200 ドル	600 ドル～ 0.55 ドル/枚 CAP(*) 2,400 ドル

(*) TT 社の定める High-Volume User(2025 年 12 月現在 55,001 枚以上/月)に該当する場合、取引枚数に応じた Additional Band Fee が上記 CAP 額に加算されます。

※計算期間内において、発注、約定ともない場合は標準/PRO 版ともに 100 ドルとなります。

TT@同一ユーザによる本取引 OSE、TOCOM 各取引口座及び当社海外取引口座における月間約定枚数を合算し、取引所データ利用料等取引に付随して TT 社より請求される諸費用と併せて(以下「端末利用料等」、お客様の任意の取引口座から一括して徴収するものといたします。

徴収口座を本取引における OSE、TOCOM いずれかの取引口座とする場合、口座からの端末利用料等の徴収は、円建てで行います。円貨への換算は、当社の定める為替レートを用い、1 円以下の端数については切り捨て処理を行います。

決定した端末利用料等の額、計算に用いた為替レート及び徴収を行う口座を電子メールまたは電話にて通知した後、同月 15 日（土・日・祝祭日の場合は直前の平日）に当該取引口座の現金預り証拠金より差し引きするものとします。

本取引口座及び当社海外取引口座のいずれにも請求額を上回る現金がない場合には、8.に定める方法で速やかに取引証拠金を追加預託していただきます。

17. 利用の解除

本取引の利用の解除に当たっては、「電子取引「Net Trade Pro」に係る契約約款」第 31 条に基づき、当社の解約届受理日を含む月の最終日をもって解約成立日とします。当社を介してお客様と TT 社との間で締結された TT@の利用契約は、同時に解除となります。

発注端末利用料は解約成立日分までをご負担いただきますが、本取引において TT@をご利用いただけるのは同月最終の平日 16:00 までとさせていただきます。解約届の受付は、毎月最終の平日の前の平日 17:00 まで行い、記載内容に不備がない限り受理いたします。解約届受理日から端末利用料等の支払いが完了するまでの間、お客様は預り証拠金余剰額を別途当社の定める額以上に常に保つものとし、万が一、その額を割り込んだ場合には、入金または建玉の決済により、速やかに余剰額を回復していただくものとします。

18. ISV 発注端末利用料の不徴収

以下の要件のいずれかを満たした場合、TT@利用料（TTBand Fee を除く）1 ヶ月分を不徴収とします。

- (1) お知り合いをご紹介いただき、被紹介者様が以下すべてに該当する場合（※不徴収対象は紹介者様分）
- 被紹介者様が当社への最初にご連絡において、紹介者様のご氏名及び紹介である旨を申し出てくださること。
 - 被紹介者様が当社所定の口座開設審査に通り、ご入金及び取引開始（初回約定）に至ること。
 - 被紹介者様が、当社において TT@を利用して行った取引の約定枚数が取引開始日から 90 日以内に累

計枚数 500 枚を超えること。

(2) 月次取引枚数（売買高）が以下の枚数に達した場合

	TT® 標準版	TT® プロ版
月次取引枚数	6,600枚	5,500枚で、1,000ドル相当分を不徴収 11,000枚で全額不徴収

月次取引枚数は、16.のTT®利用料の計算に準じます。

いずれも、要件を満たした月の翌月に徴収日を迎える当該利用月の利用料徴収において、お客様に対し当社より請求を行う額を上限とします。ただし、(1)のご紹介を同月中に複数件いただいた場合はこの限りではありません。

19. 委託者に対する通知等

お客様の売買注文にかかる成立及び不成立の通知、取引結果、残高等については取引口座照会画面等及びTT®上の表示で確認して頂くものとします。

ただし、当社のシステム障害等により利用できない場合においては当社より電子メール等により通知を行う場合があります。

20. 必要取引枚数について

取引における必要最低取引枚数は、直近3ヶ月の月次平均として以下のとおりとします。

必要最低約定枚数 : 500枚

なお、TT®同一ユーザにより、当社海外取引口座で取引のある場合には、この限りではありません。

21. 当月限建玉の制限、処分

本取引では、現物の受渡しによる決済は原則として承っておりませんので、当月限の建玉（現金決済先物取引を除く）については、納会日直前の平日の日中取引終了時（以下「最終決済期限」）までに決済していただくものとします。

ただし、昨今の取引所の流動性低下を鑑み、当社が必要と判断した銘柄につきましては、最終決済期限より前に決済期限を設定させていただきます。

また、市場の取組高、出来高等の急激な減少が見受けられた場合などは、委託者保護の観点から、上記決済期限に関わらず保有ポジションの決済をお願いすることがあります。

上記に反して残存が確認された建玉について、当社は、当該日時以降の売買立会において、お客様の計算において転売または買戻しの注文を行うことができるものとします。

当社はできる限り差金決済による取引の結了に努めますが、万が一建玉が残存したまま納会を迎えた場合には、発生する費用並びに受渡し義務等は全てお客様の責に帰しますのでご承知おください。

22. 証拠金不足の発生時の対処

OSE、TOCOM いずれかまたは両方の取引口座において証拠金の不足が発生した場合は、お客様と当社との合意に基づき、当該不足が発生した取引日の翌取引日 11:00 までに、当該不足発生取引口座へ不足額以上の現金を追加で預託していただくか、当社の定める期限までに当該不足発生取引口座の建玉を全て決済していただくものとします。

不足の発生していない取引口座からの振替入金で不足を解消するには、証拠金の不足が発生した日の

16:30 までに当社が受信できるよう、振替依頼のメールを送信する必要があります。また、14.(4)に該当するなどにより振替額が発生した不足額を下回ると、不足解消となりません。

当社の定める期限を過ぎても、取引証拠金の追加預託もしくは全建玉の決済のいずれもが当社で確認できない場合には、期限以降最初の夜間立会寄付で、当社において、お客様の計算で当該不足発生取引口座の全建玉を処分できるものとします。ただし、取引所の規制によってその執行ができない場合は、執行できる最初の立会とします。

23. 取引の制限

21.に定める当月限建玉に関する制限に違反する建玉が残存している状態、22.に定める証拠金の不足が発生し解消が行われていない状態、また、取引所が規定する禁止行為並びに市場機能を損なわせる可能性が高いと客観的に判断される行為等の不公正取引が認められた場合には、当社の判断において新規取引を制限できるものとします。また、新規取引の制限の都合上、TT®PRO 版をご契約であっても、自動売買を禁止とさせていただくことがあります。

なお、証拠金の不足が発生し解消が行われていない状態とは、証拠金の追加預託（振替含む）による場合

は、当該行為に係る当社処理が完了するまで、建玉の全決済による場合は、その事実を当社管理部が確認するまでといたします。

附 則

本規程は、平成 22 年 8 月 2 日より施行する。
本規程は、平成 23 年 1 月 1 日より一部改定施行する。
本規程は、平成 23 年 1 月 17 日より一部改定施行する。
本規程は、平成 23 年 5 月 2 日より一部改定施行する。
本規程は、平成 23 年 6 月 1 日より一部改定施行する。
本規程は、平成 23 年 8 月 8 日より一部改定施行する。
本規程は、平成 23 年 11 月 1 日より一部改定施行する。
本規程は、平成 25 年 2 月 12 日より一部改定施行する。
本規程は、平成 25 年 6 月 1 日より一部改定施行する。
本規程は、平成 25 年 10 月 24 日より一部改定施行する。
本規程は、平成 26 年 7 月 22 日より一部改定施行する。
本規程は、平成 26 年 9 月 1 日より一部改定施行する。
本規程は、平成 26 年 10 月 1 日より一部改定施行する。
本規程は、平成 27 年 6 月 1 日より一部改定施行する。
本規程は、平成 28 年 8 月 1 日より一部改定施行する。
本規程は、平成 28 年 9 月 20 日より一部改定施行する。
本規程は、2019 年 9 月 17 日より一部改定施行する。
本規程は、2019 年 10 月 21 日より一部改定施行する。
本規程は、2020 年 6 月 15 日より一部改定施行する。
本規程は、2020 年 7 月 27 日より一部改定施行する。
本規程は、2020 年 10 月 1 日より一部改定施行する。
本規程は、2021 年 9 月 21 日より一部改定施行する。
本規程は、2021 年 10 月 1 日より一部改定施行する。
本規程は、2023 年 1 月 1 日より一部改定施行する。
本規程は、2024 年 1 月 1 日より一部改定施行する。
本規程は、2024 年 7 月 1 日より一部改定施行する。
本規程は、2025 年 1 月 1 日より一部改定施行する。
本規程は、2026 年 1 月 1 日より一部改定施行する。